（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十二　法第百十六条の四第四項（法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　特定放送番組同一化実施方針に係る指定放送対象地域

［三　略］

［2　略］

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十三　法第百十六条の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、認定特定放送番組同一化実施方針の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第九十一条の十四　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十五　法第百十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

［二　略］

2　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

［削る］

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十六　総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2　総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条　法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第九十一条の十一　法第百十六条の四第四項（法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号）とする。

［一　同上］

二　経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域

［三　同上］

［2　同上］

（認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十二　法第百十六条の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

（認定証の交付）

第九十一条の十三　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の八の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十四　［同上］

一　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

［二　同上］

2　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

（実施状況の報告）

第九十一条の十五　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

（認定経営基盤強化計画の認定の取消し）

第九十一条の十六　総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2　総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条　法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。